

議案第49号

## 令和5年度静岡市簡易水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	648戸
(2) 年間総配水量	148,802 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均配水量	408 m <sup>3</sup>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 簡易水道事業収益	148,056千円
第1項 営業収益	16,117千円
第2項 営業外収益	131,939千円
支 出	
第1款 簡易水道事業費用	133,000千円
第1項 営業費用	120,210千円
第2項 営業外費用	12,290千円
第3項 予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額27,900千円は、当年度分損益勘定留保資金等14,491千円及び当年度未処分利益剰余金13,409千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	30,100千円
第1項 他会計支出金	30,100千円

  

支 出	
第1款 資本的支出	58,000千円
第1項 建設改良費	2,602千円
第2項 企業債償還金	54,898千円
第3項 予備費	500千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、営業費用及び営業外費用の間の流用
- (2) 簡易水道事業費用のうち、営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 24,486千円

(他会計からの補助金)

第7条 簡易水道事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、92,346千円である。

(利益剰余金の処分)

第8条 当年度利益剰余金のうち、13,409千円は、次のとおり処分するものと定める。

- (1) 資本的収入額が支出額に不足する額に補てんする。

令和5年2月20日提出

静岡市長 田 辺 信 宏